

第2次 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

【目標：令和14年度】

宇治市農業委員会

策定 令和 6年 2月 5日

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）の改正法（平成27年法律第63号）が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が法定業務として、位置付けられました。

本市においては、平地と中山間地に区分され、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた農業の取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

平地では、伝統的産業である宇治茶の生産、巨椋池干拓田を中心とした水稲や、都市近郊の立地性を活かした野菜・花き等の多様な作物の生産が行われていますが、都市化の進行による農地の減少をはじめ、小規模経営、宅地開発による経営規模の縮小や非農業者への相続による農地の資産的活用等の構造的な問題を抱えています。一方、中山間地では、過疎・高齢化による後継者不足、相続未登記等による所有者等を確知出来ない農地の発生、有害鳥獣による農作物被害等が顕在化し、営農環境の悪化による不作付地や耕作放棄地の増加が懸念されています。

こうした中で本市においては、令和4年3月に更新しました実質化された京力農場プランに基づき、都市近郊型農業を確立した地域づくりを目指し、新規就農の促進や6次産業化の推進と、担い手への農地利用の集積・集約化のため農地中間管理事業の積極的な活用を図りながら取り組んでいく必要があります。

市街化区域内農地は、都市農業やオープンスペースとしての多様・多面的な機能を有しているとともに、生産緑地法（昭和49年法律第68号）等に基づき、都市農地としての保全・活用を図っていく必要があります。

また、中山間地では、遊休農地の発生が懸念されますことから、その発生防止・解消に努めるとともに、再生利用困難となっている荒廃農地については、

「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）に基づき非農地判断を行うこととし、守るべき農地との明確化を図る必要があります。

以上の観点から、活力ある農業と農地等の利用の最適化の推進を促進するため、宇治市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は目標を令和14年度とするが、その間、農業環境等の状況の変化に応じて、随時、検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動・評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づくものとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地台帳 面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
当初 (令和5年3月)	368.3 ha	0.0 ha	0.00 %
3年後の目標 (令和8年3月)	352.8 ha	0.0 ha	0.00 %
6年後の目標 (令和11年3月)	337.4 ha	0.0 ha	0.00 %
目標 (令和15年3月)	316.7 ha	0.0 ha	0.00 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び推進委員による農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第30条第1項の規定による利用状況調査と法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ります。なお、それぞれの調査時期については、運用通知に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・

早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、日常的に実施します。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、農業委員会サポートシステムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付手続を行います。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査の結果、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて、非農地判断を行うこととし、守るべき農地との明確化を図ります。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (令和5年3月)	368.3 ha	96.0 ha	26.1 %
3年後の目標 (令和8年3月)	352.8 ha	104.8 ha	29.7 %
6年後の目標 (令和11年3月)	337.4 ha	112.0 ha	33.2 %
目標 (令和15年3月)	316.7 ha	120.3 ha	38.0 %

(注) 担い手への農地利用集積率は、京都府農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえて、目標設定しています。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地中間管理機構等との連携について

- 市、京都府農業会議及び農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

② 農地の利用調整と利用権設定について

○ 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進します。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進します。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めます。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
当初 （令和5年3月）	10人 （3.6 ha）	6法人 （3.0 ha）
3年後の目標 （令和8年3月）	6人 （0.6 ha）	3法人 （0.3 ha）
6年後の目標 （令和11年3月）	12人 （1.2 ha）	6法人 （0.6 ha）
目標 （令和15年3月）	20人 （2.0 ha）	10法人 （1.0 ha）

（注） 当初は過去5年分の実績。目標は累計。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○ 市、京都府農業会議及び農協等と連携し、市内農地の利用意向のある参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談を行います。

② 企業参入の推進について

○ 担い手が十分に居ない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図ります。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担います。

第3 地域計画での役割

① 地域計画の作成・見直しについて

- 人と農地の問題を解決するため、「地域における農業者等による協議の場」等を通じて、担い手を中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らし合わせ、市が行う地域計画の作成に積極的に協力します。

② 地域計画の目標達成について

- 先に述べた3つの具体的目標を含む農地等の利用の最適化の推進につながる地域計画を実現するために、農地パトロール等での農地の適正利用の確認や農家への声掛け等による意向把握に努めます。
- 地域計画作成後の状況変化に対応するため、地域計画の見直しにも積極的に協力します。